

令和 7 年度

一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

志摩市

令和7年度 志摩市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

1 計画の目的

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく「志摩市生活排水処理基本計画」に沿って必要な事業を推進するために策定するものである。

2 計画区域

面 積		人 口		世 帯 数	
全 域	計画処理区域	全 域	計画処理区域	全 域	計画処理区域
179.73Km ²	179.73Km ²	43,743人	43,743人	22,412世帯	22,412世帯

人口・世帯数（外国人登録人口を含む）は令和7年3月末現在

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 生活排水の排出状況及び処理主体

生活排水の処理主体別の人口を次のとおり推計し、処理体制を確保する。（令和6年度浄化槽等処理人口調査の数値を参考として算出）

区分		推計人口	処理主体
計画処理区域内人口		43,743人	
	水洗化・生活雑排水処理人口	23,092人	
	コミュニティ・プラント	—	—
	合併処理浄化槽	18,846人	個人等
	下水道	2,745人	志摩市
	農業・漁業集落排水施設	1,501人	志摩市
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	15,099人	個人等
非水洗化人口（汲み取り等）		5,552人	個人等

5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理主体

（1）収集運搬計画

①収集運搬量等

1 収 集 方 法		戸別収集（定期・随時）		
2 収 集 区 域		業者ごとに許可した区域		
3 収 集 運 搬 主 体		許可業者		
4 収 集 運 搬 す る 廃 棄 物 の 搬 入 先	施 設 名 称	鳥羽志勢クリーンセンター（全業者）		
	種 類	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
	収 集 量 / 年	9,154 k l	25,953 k l	35,107 k l

②許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）

許可業者名	し尿収集許可区域	浄化槽汚泥許可区域	許可期間（共通）
有限会社 コスモクリーン	浜島町全域、阿児町国府	浜島町全域、阿児町国府	令和5年8月1日～令和7年7月31日
志摩環境事業協業組合	志摩町全域、大王町全域、阿児町鵜方・神明・立神・志島・安乗	志摩町全域、大王町全域、阿児町鵜方・神明・立神・志島・安乗	
志南清掃 株式会社	阿児町甲賀	阿児町甲賀	
有限会社 志摩衛生社	磯部町全域（渡鹿野を除く）	磯部町全域（渡鹿野を除く）	
渡鹿野区	磯部町渡鹿野	磯部町渡鹿野	

③委託業者

委託業者名	代表者名	所在地	委託内容
渡鹿野区	茶 吞 潤造	志摩市磯部町渡鹿野444番地2	し尿等運搬船に積替保管されたし尿等を磯部町渡鹿野から鳥羽志勢広域連合運搬車まで運搬する

④中継施設

施設名	用 途	所在地	形式・公証能力等
浜島町し尿等中継施設	し尿等の一時保管	志摩市浜島町塩屋621-20	地下タンク式 50k l
大王町し尿等中継施設	し尿等の一時保管	志摩市大王町波切2320-1	地下タンク式 40k l
志摩町し尿等中継施設	し尿等の一時保管	志摩市志摩町片田3753	地下タンク式 200k l
阿児町し尿等中継施設	し尿等の一時保管	志摩市阿児町鵜方477-18	地下タンク式 200k l
磯部町し尿等中継施設	し尿等の一時保管	志摩市磯部町山田802-1	地下タンク式 100k l

(2) 中間処理計画

し尿処理施設の概要

1 施 設 名	鳥羽志勢クリーンセンター
2 所 在 地	鳥羽市白木町247番10
3 型 式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備
4 公 称 能 力	155 k l ／日
5 処 分 さ れ る 廃 棄 物	し尿及び浄化槽汚泥
6 処 理 量	35, 107 k l ／年

(3) 最終処分計画

処 分 方 法	鳥羽志勢クリーンセンターにおいて、次のとおり処分する。 ・し渣は鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンターで焼却処分し、県内の最終処分場で埋立処分する。 ・汚泥は資源化設備で肥料化し「ゆうきいっぱい」として希望者への配布を行う。 ・結晶固化塩は、県内の最終処分場で埋立処分する。
---------	---

6 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策は、市民一人ひとりが水環境の保全の必要性を理解し、家庭や地域においてできるところから取り組む努力をすることが大切である。そのため、特に汚濁量の多い台所からの生活雑排水が水環境に与える影響等を重要視し、家庭でできる対策などについて広報誌やホームページ、行政番組などを通じて市民への啓発を進める。

また、下水道等の整備区域内の下水道管への繋ぎ込みや合併処理浄化槽への転換の啓発を進め、浄化槽設置者に対しては浄化槽の適正な維持管理に努めるよう啓発及び指導を行う。